**令和５年度税制改正要望書作成のためのアンケート**

**回答用紙（国税）**

　　　　　　　　税理士政治連盟

役職　　　　　　　氏名

※下記の東京税理士会意見書のうち、重要だと思う意見（国税）を６項目（枝番号があるものについては、その中から）選び、記入欄に○印を付けてください。

※項目の番号は、東京税理士会意見書に準拠しています。

※意見内容は、東京税理士会意見書の該当ページをご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 該当ページ | 記入欄 |
| Ⅱ．今後の税制改革について |
|  | １．消費課税について | Ｐ２ |  |
| ２．所得課税について | Ｐ２ |  |
| ３．法人課税について | Ｐ２ |  |
| ４．中小法人課税について | Ｐ３ |  |
| ５．資産課税について | Ｐ３ |  |
| ※「６．地方税について」に関しては、アンケート回答用紙（地方税）にてご回答ください。 |
| ７．国際課税について | Ｐ４ |  |
| ８．納税環境整備について |
|  | （１）デジタル社会・グリーン社会の実現について | Ｐ４ |  |
| （２）デジタル化と納税者の権利保護について | Ｐ５ |  |
| （３）マイナンバー制度と納税者利便の向上について | Ｐ５ |  |
| （４）租税教育の充実について | Ｐ５ |  |
| Ⅲ．重要な改正要望事項 |
|  | １．消費税の税率を単一税率とし、低所得者の逆進性対策を講ずること。 | Ｐ６ |  |
| ２．適格請求書等保存方式の導入に反対する。 | Ｐ６ |  |
| ３．役員給与税制を抜本的に見直すこと。 | Ｐ６ |  |
| ４．災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用すること。さらに翌年以降10年間の繰越控除を認めること。 | Ｐ７ |  |
| Ⅳ．改正要望事項 |
|  | 【一．所得税及び法人税に関する事項】 |
|  | １．基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。 | Ｐ８ |  |
| ２．低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。 | Ｐ８ |  |
| ３．少子化対策として、納税者に16 歳未満の年少扶養親族がいる場合には、扶養控除が受けられるようにすること。 | Ｐ８ |  |
| ４．事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象を拡大し、適正対価の必要経費算入を認めること。 | Ｐ９ |  |
| ５．業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降３年間の繰越しを認めること。 | Ｐ９ |  |
| ６．公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。 | Ｐ９ |  |
| ７．上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を引き上げることともに、NISA の年間投資上限額の見直しや損益通算の範囲を広げること。 | Ｐ10 |  |
| ８．事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。 | Ｐ10 |  |
| ９．所得税の確定所得申告書の提出期限について、納税者の申請により、電子申告及び利子税の負担を条件として延長を認めること。 | Ｐ10 |  |
| 10．暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。 |
|  | （１）暗号資産を国内の暗号資産交換業者を通じて取引したことにより生じた損益について分離課税とし、3 年間の損失の繰越を認めること。 | Ｐ11 |  |
| （２）国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。 | Ｐ11 |  |
| （３）暗号資産を共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に含めるべきである。 | Ｐ11 |  |
| 11．所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。 | Ｐ11 |  |
| 12．一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額30万円未満に引き上げること。 | Ｐ12 |  |
| 13．交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福費用」を除外すること。 | Ｐ12 |  |
| 14．外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。 | Ｐ12 |  |
| 【二．消費税に関する事項】 |
|  | 15．現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること。（新規要望） | Ｐ13 |  |
|  | 16. 簡易課税制度のみなし仕入率を見直し、各届出書の提出期限を申告期限まで延長すること。(新規要望)  | Ｐ13 |  |
| 【三．相続税及び贈与税に関する事項】 |
|  | 17．相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。 | Ｐ13 |  |
| 18. 相続開始前の贈与加算期間を引き延ばすこと。(新規要望) | Ｐ14 |  |
| 19．相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。 |
|  | （１）相続時精算課税制度により取得した贈与財産の相続時の評価について相続時の価格と選択できるようにすること。（新規要望） | Ｐ14 |  |
| （２）相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。 | Ｐ15 |  |
| （３）相続時精算課税の特別控除額を5,000 万円にすること。（新規要望） | Ｐ15 |  |
| 20．非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。 |
|  | （１）納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。 | Ｐ15 |  |
| （２）納税猶予の対象財産に一定の要件を満たす先代経営者の非上場会社等に対する貸付金を加えること。 | Ｐ16 |  |
| （３）納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。 | Ｐ16 |  |
| 21．財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。 | Ｐ16 |  |
| 【四．その他国税に関する事項】 |
|  | 22．印紙税を廃止すること。 | Ｐ16 |  |
| ※「【五．地方税に関する事項】」23～28に関しては、アンケート回答用紙（地方税）にてご回答ください。 |
| 【六．納税環境整備に関する事項】 |
|  | 29．国税通則法第１条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 | Ｐ19 |  |
| 30．調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。 | Ｐ20 |  |
| 31．調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すること。 | Ｐ20 |  |
| 32．法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。 | Ｐ20 |  |
| 33．公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。 | Ｐ20 |  |
| 34．デジタルを活用した預貯金等の照会・回答業務に係る要件及び手続き等を法令で規定すること。（新規要望） | Ｐ21 |  |
| 35．電子帳簿等保存制度におけるスキャナ保存の要件の緩和を図ること。（新規要望） | Ｐ21 |  |

国税について、その他ご意見があればご自由にご記入ください（別紙可）。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**令和５年度税制改正要望書作成のためのアンケート**

**回答用紙（地方税）**

　　　　　　　　税理士政治連盟

役職　　　　　　　氏名

※地方税に関する事項（№25～28）から重要だと思うものを３項目（枝番号があるものについては、その中から）選び、記入欄に○印を付けてください。

※項目の番号は、東京税理士会意見書に準拠しています。

※詳細な意見内容は、東京税理士会意見書の該当ページをご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 該当ページ | 記入欄 |
| Ⅱ．今後の税制改革について |
|  | ６．地方税について | Ｐ３ |  |
| Ⅳ．改正要望事項 |
|  | 【五．地方税に関する事項】 |
|  | 23．償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。 | Ｐ17 |  |
| 24．固定資産税について30万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。 | Ｐ17 |  |
| 25．法人事業税について外形標準課税及び所得割の単一税率を中小企業に導入しないこと。 | Ｐ17 |  |
| 26．個人事業税について事業主控除額を引き上げること｡また､課税対象事業の範囲を見直すこと。 | Ｐ18 |  |
| 27. 中小企業における事業税、都道府県民税及び市町村民税並びに個人事業主における住民税、事業税について欠損金の繰り戻し還付制度を創設すること。（新規要望） | Ｐ18 |  |
| 28. 固定資産税の評価方式・税率について所要の見直しを行うこと。(新規要望) | Ｐ18 |  |

地方税について、その他ご意見があればご自由にご記入ください（別紙可）。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |